

令和5年度改訂版 森林経営計画ガイドブック正誤表

(https://www.ringyou.or.jp/publish/detail_1812.html)

| 正 | 誤 | 該当頁 |
|--|---|------|
| <p>実務相談室</p> <p>Q 所有する全ての森林を森林経営計画の対象にしなければいけないのでしょうか。</p> <p>A 森林経営計画では、効率的な森林施業を実現するため、同一の計画に含まれる森林はすべて対象としなければならない仕組みとしています。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林班計画：同一林班内の所有・受託森林 ・区域計画：同一区域内の所有・受託森林 ・雇人計画：所有・受託森林 <p>のすべてを計画の対象とする必要があります。</p> | <p>実務相談室</p> <p>Q 所有する全ての森林を森林経営計画の対象にしなければいけないのでしょうか。</p> <p>A 森林経営計画では、効率的な森林施業を実現するため、同一の計画に含まれる森林はすべて対象としなければならない仕組みとしています。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林班計画：同一林班内の所有・受託森林 ・区域計画：同一区域内の所有・受託森林 ・林班計画：所有・受託森林 <p>のすべてを計画の対象とする必要があります。</p> | 61頁 |
| <p>3. 森林経営計画の遵守</p> <p>(1) 森林経営計画を遵守するとは、法第11条第5項の認定基準、特に規則で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準、公益的機能別森林施業の実施に関する基準及び規模拡大目標を定めた場合にあっては同条第5項第7号の規則で定める…</p> | <p>3. 森林経営計画の遵守</p> <p>(1) 森林経営計画を遵守するとは、法第11条第5項の認定基準、特に規則で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準、公益的機能別森林施業の実施に関する基準及び規模拡大目標を定めた場合にあっては同条第5項第6号の規則で定める…</p> | 143頁 |
| <p>森林経営計画制度の運用上の留意事項について</p> <p>ア 認定請求書等に記載する請求者等の氏名</p> <p>認定請求書、変更認定請求書及び森林経営計画に係る伐採等の届出書については、いずれの場合においても請求者及び届出人（共同による森林経営計画にあっては、計画作成者たる計画対象森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者。）全ての氏名を記名することが必要である。</p> <p>ただし、共同による森林経営計画における次のいずれかに該当する手続にあっては、当該手続が自ら所有し又は森林の経営の委託を受けている森林に係るものでない場合は、当該森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者については記名を要しないこととして運用して差し支えない。その場合、記名を要しないこととされた者に対して、その内容を周知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 森林経営計画変更認定請求書に係る計画対象森林の減以外の変更認定請求手続 ② 森林経営計画に係る伐採等の届出書に係る手続 <p>なお、森林経営計画変更認定請求書に係る計画対象森林の増の手続きにあっては、追加する計画対象森林の森林所有者に加えて、少なくとも一の認定森林所有者等（法第12条第1項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。）の記名及び確認を行うことが必要である。</p> | <p>森林経営計画制度の運用上の留意事項について</p> <p>ア 認定請求書等に記載する請求者等の氏名</p> <p>認定請求書、変更認定請求書及び森林経営計画に係る伐採等の届出書に記載する請求者及び届出人（以下「請求者等」という。）の氏名については、様式の注意事項において「氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」とされており、いずれの場合においても請求者等（共同による森林経営計画にあっては、計画作成者たる計画対象森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者の全てであることを要する。）が自署又は押印を行うことが必要である。</p> <p>ただし、共同による森林経営計画における次のいずれかに該当する手続にあっては、当該手続が自ら所有し又は森林の経営の委託を受けている森林に係るものでない場合は、当該森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は自署又は押印を行わないこととして運用して差し支えない。その場合、自署又は押印を行わないこととされた者に対して、その内容を周知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 森林経営計画変更認定請求書に係る計画対象森林の減以外の変更認定請求手続 ② 森林経営計画に係る伐採等の届出書に係る手続 <p>なお、森林経営計画変更認定請求書に係る計画対象森林の増の手続きにあっては、追加する計画対象森林の森林所有者に加えて、少なくとも一の認定森林所有者等（法第12条第1項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。）の自署又は押印を行うことが必要である。</p> | 270頁 |
| <p>(3) 記名共有林における所在不明な持分権者の取扱い</p> <p>ア 共有物（財産）の変更を伴わない内容の計画である場合</p> <p>記名共有林の持分権者の一部が所在不明であるものの、保育のための除間伐など共有物の変更に当たらない内容の森林経営計画を作成する場合は、権原の面からは持分の価格の過半数の賛成により計画作成が可能である。このため、認定請求に当たっては、所在不明の持分権者を含め共同連名により認定請求を行うものとする。この場合、記名が必要となる所在不明の認定請求者については、他の持分権者が代筆することとして差し支えない。ただし、当該持分権者が所在不明であることから代筆している旨、括弧書きで記載することが必要である。</p> | <p>(3) 記名共有林における所在不明な持分権者の取扱い</p> <p>ア 共有物（財産）の変更を伴わない内容の計画である場合</p> <p>記名共有林の持分権者の一部が所在不明であるものの、保育のための除間伐など共有物の変更に当たらない内容の森林経営計画を作成する場合は、権原の面からは持分の価格の過半数の賛成により計画作成が可能である。このため、認定請求に当たっては、所在不明の持分権者を含め共同連名により認定請求を行うものとする。この場合、記名又は押印が必要となる所在不明の認定請求者については、他の持分権者が代筆することとして差し支えない。ただし、当該持分権者が所在不明であることから代筆している旨、括弧書きで記載することが必要である。</p> | 272頁 |